

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【公表番号】特表2017-507869(P2017-507869A)

【公表日】平成29年3月23日(2017.3.23)

【年通号数】公開・登録公報2017-012

【出願番号】特願2016-557269(P2016-557269)

【国際特許分類】

B 6 5 G 67/04 (2006.01)

【F I】

B 6 5 G 67/04

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月25日(2018.1.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

積換え装置(11)の一部を構成し、前記積換え装置(11)の上部に載せられ、積み荷スペース(41)に搬入され、かつ搬出されて、前記積み荷スペース(41)内に積荷ユニット(40)を残す積換え部材(15)、

および前記積み荷スペース(41)を形成する構造体(42)と前記積荷ユニット(40)との間に保護壁(30)を形成する手段(28)を有する積み荷スペースへの積込み機構であって、

前記保護壁(30)を形成する前記手段(28)が、

少なくとも一つのカーテン部材(17)を有し、および

前記保護壁(30)を巻き取り、かつこれを巻き取り位置から巻き出す少なくとも一つの巻き取り手段(25)を有する、

前記積換え部材(15)で起る動きと同期して前記保護壁(30)を形成することを特徴とする積込み機構。

【請求項2】

前記積換え装置(11)がさらにゲート(13)を有し、かつ前記積換え部材(15)が正面部分(14)を有し、このゲート(13)とこの正面部分(14)との間に前記保護壁(30)を形成する請求項1に記載の積込み機構。

【請求項3】

前記保護壁(30)を形成する前記手段(28)が、前記積換え部材(15)の前記正面部分(14)に対応して設けられ、前記保護壁(30)の一端(12.2)が取り付けられた支持体(26)を有する請求項2に記載の積込み機構。

【請求項4】

前記巻き取り手段(25)が、リール(18)およびこれに作用する操作装置(29)を有する請求項1～3のいずれか一項に記載の積込み機構。

【請求項5】

前記操作装置(29)が前記保護壁(30)を前記リール(18)に巻き取る請求項4に記載の積込み機構。

【請求項6】

前記保護壁(30)を形成するさいに、前記操作装置(29)が、前記リール(18)

上の巻き取り位置からの前記保護壁(30)の巻き出しに制動を掛ける請求項4または5に記載の積込み機構。

【請求項7】

前記保護壁(30)の少なくとも一端(12.1、12.2)に前記巻き取り手段(25)を設けた請求項1~6のいずれか1項に記載の積込み機構。

【請求項8】

前記積換え装置(11)に対応して設けた前記ゲート(13)に前記巻き取り手段(25)を少なくとも設けた請求項2~7のいずれか1項に記載の積込み機構。

【請求項9】

前記支持体(26)は、この支持体(26)と係わる前記保護壁(30)を移動するよう設けられた、前記保護壁(30)の取り付け機構(27)を有する請求項3~8のいずれか1項に記載の積込み機構。

【請求項10】

前記保護壁(30)の材質が工業用品質の布地である請求項1~9のいずれか1項に記載の積込み機構。

【請求項11】

一つかそれ以上の補強材(37)を前記保護壁(30)に取り付けた請求項1~10のいずれか1項に記載の積込み機構。

【請求項12】

前記積み荷スペース(41)の開口(43)に前記積換え装置(11)の前記ゲート(13)を設け、

そして前記積み荷スペース(41)に対して前記ゲート(13)の反対側にある前記積換え装置(11)の前記積換え部材(15)に前記積荷ユニット(40)を設けた請求項2~11のいずれか1項に記載の積込み機構。

【請求項13】

積換え装置(11)に属する積換え部材(15)を使用して積込みを行い、積み荷スペース内に保護壁を形成する装置であって、前記積換え部材(15)が、この上に載っている積荷ユニット(40)とともに、積み荷スペース(41)に搬入され、かつ、そこから後退し、前記積荷ユニット(40)を前記積み荷スペース(41)内に残し、そしてさらに前記積み荷スペース(41)を形成する構造体(42)と前記積荷ユニット(40)との間に保護壁(30)を形成する手段(28)を有する装置において、

前記保護壁(30)を形成する前記手段(28)が、

少なくとも一つのカーテン部材(17)を有し、および

前記保護壁(30)を巻き取り、かつこれを巻き取り位置から巻き出す少なくとも一つの巻き取り手段(25)を有する、

前記積換え部材(15)で起る動きと同期して前記保護壁(30)を形成することを特徴とする装置。

【請求項14】

請求項2~12のいずれか1項に記載の積込み機構を有する請求項13に記載の装置。

【請求項15】

積荷ユニット(40)を積み荷スペース(41)の外側にある積換え部材(15)の上部に設け、前記積荷ユニット(40)を前記積換え部材(15)上で移動させて、前記積み荷スペース(41)に搬入し、この後前記積荷ユニット(40)を前記積み荷スペース(41)内に残した状態で、前記積換え部材(15)を前記積み荷スペース(41)から搬出する積み荷スペース(41)への積込み方法であって、さらに、前記積み荷スペース(41)を形成する構造体(42)と前記積荷ユニット(40)との間に保護壁(30)を形成する積込み方法において、前記積荷ユニット(40)を前記積み荷スペース(41)に搬入している間に、前記保護壁(30)を形成することを特徴とする積込み方法。

【請求項16】

前記積荷ユニット(40)を前記積換え部材(15)上で移動させて、前記積み荷スペ

ース(41)に搬入するさいに、前記保護壁(30)を巻き取り位置から巻き出すことによって前記積み荷スペース(41)内に前記保護壁(30)を形成し、

そして前記積換え部材(15)を前記積み荷スペース(41)から搬出するさいに、前記保護壁(30)を巻き取る請求項15に記載の積込み方法。

【請求項17】

前記保護壁(30)を前記巻き取り位置から巻き出すさいに、巻き出し操作に対応して制動を掛け、

そして操作装置の助けを借りて、前記保護壁(30)を巻き取る請求項16に記載の積込み方法。

【請求項18】

正面部分(14)を有する前記積換え部材(15)がゲート(13)を介して移動し、

そしてこのゲート(13)と前記積換え部材(15)の正面部分(14)との間に前記保護壁(30)を形成する請求項15～17のいずれか1項に記載の積込み方法。

【請求項19】

前記ゲート(13)を前記積み荷スペース(41)の開口(43)に設け、

そして前記積み荷スペース(41)に対して前記ゲート(13)の反対側にある前記積換え部材(15)に前記積荷ユニット(40)を設ける請求項18に記載の積込み方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

支持体26として作用するフレーム16は、保護壁30用の取り付け体27を有する。このフレームは、保護壁30内で小さく動くことが可能である。即ち、支持体26に対して“屈する(giving way:邪魔にならない)”ことが可能である。この特性を生かす一つの方法を図8に示す。フレーム16の垂直柱22の両者は、割管(splitt tube:スプリットチューブ)19を有する。この割管19は、カーテン17側の長手方向に狭いギャップを有する。これに対応して、カーテン17の端縁部12.2にロッド20を取り付ける。内部にロッド20を設けたループは、カーテン17の端縁部12.2に縫い付ける。カーテン17の端縁部12.2は、ロッド20とともに割管19内にあり、そしてこのカーテン17は、割管19に設けられた狭いギャップを介して割管19から出していく。